

○ 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第3 事業の実施区域 本事業の実施区域は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の区域とする。ただし、<u>以下のものにあつては、この限りでない。</u> <u>1 第2の1の長寿命化対策であつて、農村振興局長が別に定める条件のいずれかを満たす場合において、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に基づく生産緑地地区及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に基づく市街化調整区域のうち地方公共団体の条例等により農用地の適正な保全が図られている区域で行うもの</u> <u>2 第2の2の防災減災対策又は第2の3のため池の保全・避難対策であつて、その交付対象事業の性格上特定の地域に限定して実施することがかえってその十分な効果の発現を妨げることとなるもの及び現在行われている農業生産の条件を当面維持するために行うもの</u> <u>3 別表の区分の欄の1の対策種類の欄の(1)の交付対象事業の欄のイに掲げる事業及び同区分の欄の2の(1)の交付対象事業の欄のサに掲げる事業を行うもの</u>	第3 事業の実施区域 本事業の実施区域は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の区域とする。ただし、<u>第2の1の長寿命化対策であつて、農村振興局長が別に定める条件のいずれかを満たす場合において、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に基づく生産緑地地区及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に基づく市街化調整区域のうち地方公共団体の条例等により農用地の適正な保全が図られている区域で行うもの、第2の2の防災減災対策又は第2の3のため池の保全・避難対策であつて、その交付対象事業の性格上特定の地域に限定して実施することがかえってその十分な効果の発現を妨げることとなるもの、現在行われている農業生産の条件を当面維持するために行うものについては、この限りでない。</u>
第6 実施要件 本事業の実施に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。	第6 実施要件 本事業の実施に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 (略)
- 2 別表の区分の欄の1の交付対象事業の欄のア及びイ並びに同区分の欄の2に掲げる交付対象事業((1)の交付対象事業の欄のシからソまで及び(3)の交付対象事業の欄のウを除く。)を実施する場合には、1に加え、以下の全ての要件を満たすこと。
(1)～(3) (略)
- 3 別表の区分の欄の1の交付対象事業の欄のウからキまで、同区分の欄の2の(1)の交付対象事業の欄のシからソまで及び(3)の交付対象事業の欄のウ並びに同区分の欄の3に掲げる交付対象事業を実施する場合には、1の要件に加え、交付対象事業1地区当たりの事業工期が1か年以内であること。

第7 事業の申請等

- 1～3 (略)
- 4 計画について農村振興局長が別に定める変更があった場合には、計画主体は、1の手續に準じて変更報告を行うものとする。また、2及び3の規定はこの場合において準用するものとする。

別表

区分	対策種類	対策内容	交付対象事業
1 長寿命化対策	(1) 長寿命化対策	長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備	ア (略) <u>イ 農道施設整備</u> <u>ウ～オ</u> (略) <u>カ 土地利用調整</u> <u>キ</u> (略)
2 防災減災対策	(1) 自然災害等対策	自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水	ア～コ (略) <u>サ 農道施設整備</u> <u>シ～ソ</u> (略)

- 1 (略)
- 2 別表の区分の欄の1の交付対象事業の欄のア及び同区分の欄の2に掲げる交付対象事業((1)の交付対象事業の欄のサからセまで及び(3)の交付対象事業の欄のウを除く。)を実施する場合には、1に加え、以下の全ての要件を満たすこと。
(1)～(3) (略)
- 3 別表の区分の欄の1の交付対象事業の欄のイからオまで、同区分の欄の2の(1)の交付対象事業の欄のサからセまで及び(3)の交付対象事業の欄のウ並びに同区分の欄の3に掲げる交付対象事業を実施する場合には、1の要件に加え、交付対象事業1地区当たりの事業工期が1か年以内であること。

第7 事業の申請等

- 1～3 (略)
- 4 計画について農村振興局長が別に定める変更があった場合には、計画主体は、1の手續に準じて変更申請を行うものとする。また、2及び3の規定はこの場合において準用するものとする。

別表

区分	対策種類	対策内容	交付対象事業
1 長寿命化対策	(1) 長寿命化対策	長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備	ア (略) (新設) <u>イ～エ</u> (略) (新設) <u>オ</u> (略)
2 防災減災対策	(1) 自然災害等対策	自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水	ア～コ (略) (新設) <u>サ～セ</u> (略)

		施設等の 整備	
	(2) ～ (4) (略)	(略)	(略)
3 ・ 4 (略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

		施設等の 整備	
	(2) ～ (4) (略)	(略)	(略)
3 ・ 4 (略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。